

福井県警察地域機動警察隊の運営に関する訓令

平成20年3月17日
福井県警察本部訓令第7号

改正

平成23年5月16日本部訓令第19号 平成25年3月18日本部訓令第11号 平成26年3月28日本部訓令第24号
令和5年3月14日本部訓令第18号

福井県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令を次のように定める。

福井県警察地域機動警察隊の運営に関する訓令（題名改正 令和5年本部訓令第18号）

福井県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（平成12年福井県警察本部訓令第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 勤務制等（第3条―第9条）
- 第3章 活動要領（第10条―第17条）
- 第4章 幹部等の職務（第18条―第20条）
- 第5章 指揮監督及び指導教養（第21条―第23条）
- 第6章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）第59条の規定に基づき、福井県地域警察の運営に関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第8号）に定めるもののほか、地域機動警察隊の任務、活動等について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 地域機動警察隊は、常に即応体制を保持し、警ら用無線自動車の機動力を活用して、犯罪多発地域等における重点的・集中的な運用と警察署の管轄区域を越えた広域運用を行うほか、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 各種事件、事故の予防、検挙及び交通指導取締り
- (2) 110番通報及びその他の急訴事案に対する初動措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、隊長に命ぜられた警察活動

第2章 勤務制等

（勤務制及び勤務時間）

第3条 隊長、副隊長並びに指導及び総務に関する事務を分掌する警察職員の勤務時間は、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第10号。以下「勤務時間訓令」という。）第2条に規定する通常勤務者の勤務時間によるものと

する。

2 前項の勤務以外の警察官（以下「隊員」という。）の勤務制及び勤務時間は、勤務時間訓令第3条に規定する特別勤務者の勤務制によるものとし、3交替制勤務を原則とする。

3 隊員の勤務区分ごとの勤務時間（以下「勤務基準」という。）は、別に定める。

4 隊長は、県内における事件、事故等の発生状況等に応じて、勤務開始時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

5 隊長は、事件、事故等の発生等、真にやむを得ない事情から第1項の勤務制により難しいと認めるときは、勤務制を変更することができる。

（勤務変更）

第4条 隊長は、事件、事故等の発生状況等から判断して必要があると認めるときは、勤務基準の変更を行うことができる。

2 隊員は、別に定める勤務基準では、効率的な活動ができないと認めるときは、隊長の承認を得て勤務変更することができる。この場合において、事件、事故等の発生等緊急を要し事前に承認を受けるいとまがないときは、事後直ちにその旨を隊長に報告しなければならない。

（活動計画）

第5条 隊長は、地域機動警察隊の計画的かつ効率的な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を内容とする月間活動計画を定めるとともに、毎月25日までに隊員に周知徹底しなければならない。

- (1) 日ごとの実働人員及び勤務配置
- (2) 活動重点及びその着眼点
- (3) 指揮監督及び指導教養の重点
- (4) 行事予定その他地域機動警察隊活動に必要な事項

（勤務配置）

第6条 隊長は、月間活動計画に基づき、勤務日ごとに隊員の勤務配置を行い、次の各号に掲げる事項を指示しなければならない。

- (1) 月間活動計画に基づき当日実施すべき事項
- (2) 住民の要望や事件、事故等の発生状況等活動に必要な事項
- (3) その他活動に当たって配慮すべき事項

（転用勤務の抑制）

第7条 隊長は、事件、事故等の発生等真にやむを得ない場合を除いて、隊員を転用勤務に従事させてはならない。

（活動記録及び報告）

第8条 隊員は、勤務中取扱った事項をその都度記録し、勤務終了後速やかに隊長に報告しなければならない。

（月間活動状況等の報告）

第9条 隊員は、毎月の勤務及び活動状況を、翌月10日までに隊長に報告しなければならない。

第3章 活動要領

(警ら区)

第10条 地域機動警察隊の警ら区は、別表のとおりとする。

(機動警ら)

第11条 機動警らは、警ら用無線自動車によりあらかじめ定められた警ら区を巡行して行うものとする。

2 機動警らは、原則として、2人1組を単位として行うものとする。

(集中運用)

第12条 隊長は、地域機動警察隊の効率的な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、地域を指定して警ら用無線自動車の集中運用を行うことができる。

(警備派出所勤務の付与)

第13条 隊長は、必要と認めるときは、各警備派出所を管轄する署長との協議により、隊員に警備派出所勤務の全部又は一部を行わせることができる。

(待機)

第14条 待機は、隊長が指定した場所において行うものとする。

2 待機中は、事件、事故等の発生、110番急訴等に対する出動に備えるとともに、車両、無線機器その他装備資機材の点検及び整備並びに書類の作成及び整理に当たるものとする。

(事件、事故の処理)

第15条 隊員は、職務執行中取り扱った事件、事故等については、初動対応に必要な措置を講じた後、認知後できるだけ速やかに、発生又は検挙の場所を管轄する署長に關係書類とともに引き継ぐものとする。

2 隊長は、事件、事故等の引継ぎに当たり、前項によりがたい特別な事情があるときは、その都度、關係所属長と協議するものとする。

3 事件、事故等の処理要領は、別に定めるところによる。

(応援要請)

第16条 本部の課長又は署長（以下「所属長」という。）は、業務遂行上必要がある場合は、その理由、期間及びその他必要事項を明らかにして、本部長に地域機動警察隊の応援を要請することができる。

2 前項の規定により本部長が応援要請を承認したときは、その運用について隊長と所属長が協議するものとする。

(資料の収集、整備)

第17条 隊員は、治安の維持及び隊の効率的な運営を図るため、關係資料の収集及び整備に努めなければならない。

第4章 幹部等の職務

(隊長の職務)

第18条 隊長は、県内における事件、事故等の発生状況等に即して、隊員の配置、指揮監督及び指導教養を適切に行い、地域機動警察隊の計画的かつ効率的な運営に当たるものとする。

2 隊長は、地域の実態に即した地域機動警察隊の機能を十分に発揮させるため、關係所属長と緊密に連携しなければならない。

(幹部の職務)

第19条 副隊長以下の幹部は、隊長の命を受けて、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域機動警察隊に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 隊員の指揮監督及び指導教養に関すること。
- (3) 隊員の運用に関すること。
- (4) 隊員の勤務及び活動の評価に関すること。
- (5) 各所属との連携に関すること。

(車長)

第20条 隊長は、各警ら用無線自動車にそれぞれ交替制ごとに車長を置くものとする。

2 車長は、巡査部長以上の者（巡査部長を配置できないときは巡査長とし、巡査部長又は巡査長を配置できない場合は、巡査のうち適任者とする。）を充てるものとする。

3 車長は、自ら率先して警ら活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対する指揮監督及び指導教養（巡査長又は巡査にあつては助言指導）
- (2) 相勤員相互間の融和及び協調
- (3) 相勤員の勤務及び事務処理の調整
- (4) 勤務場所における施設、装備資機材、書類等についての保守管理
- (5) 勤務交替時の引き継ぎに間隙を生じさせないための適切な措置

第5章 指揮監督及び指導教養

(幹部会議)

第21条 隊長は、地域機動警察隊の効率的な運営を図るため、毎月1回以上幹部会議を開催するものとする。

(教養訓練等)

第22条 隊長は、常に隊員に必要な知識及び技能の教養に努めるほか、毎月1回以上日を定めて隊員を招集し、月間の活動重点、勤務計画及び教養重点その他地域機動警察隊の運用に関する指示及び教養を行うものとする。

2 隊長は、新隊員に対して、期間を定め、隊員として必要な職務質問及び車両運転等に関する教養訓練を行わなければならない。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第23条 隊長及び副隊長は、隊員を指揮監督又は指導教養する場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 任務付与及び指示命令を行うに当たっては、個々の隊員の勤務の実態を的確に把握し、能力及び個性に応じて具体的かつ明瞭に行い、その結果を確認すること。
- (2) 実践的な指導により、職務執行に必要な知識と技能を習得させるよう努めること。

第6章補則

第24条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成23年5月16日福井県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成23年5月16日から施行する。

附 則（平成25年3月18日福井県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日福井県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則（令和5年3月14日福井県警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和5年3月14日から施行する。

別表

警 ら 区

第1 警ら区	福井警察署管内
第2 警ら区	福井南警察署管内
第3 警ら区	大野警察署管内
第4 警ら区	勝山警察署管内
第5 警ら区	坂井警察署管内
第6 警ら区	坂井西警察署管内
第7 警ら区	あわら警察署管内
第8 警ら区	鯖江警察署管内
第9 警ら区	越前警察署管内
第10 警ら区	敦賀警察署管内
第11 警ら区	小浜警察署